

## 南仙台デイサービスセンター ケヤキの家 運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社ケヤキ福祉が開設する南仙台デイサービスセンターケヤキの家（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防通所介護にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- 二 指定介護予防通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 三 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 南仙台デイサービスセンター ケヤキの家
- 二 所在地 仙台市太白区西中田3丁目13番32号

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者 1名（常勤）  
管理者は、事業所の職員を指導監督し、通所介護事業に係わる業務管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 4名（常勤管理者1名・常勤介護員兼務2名・非常勤介護員兼務1名）
  - ① 生活相談員は、利用者の心身状況、希望、生活環境を踏まえ、機能訓練等の目標とそれを達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画書を作成すると共に、その実施状況及び目標の達成記録を行う。
  - ② 利用者及びその家族の日常生活の相談及び指導

- ③ 事業に係わる業務全般
  - ④ 介護事業に係わる関係市町村、地域の保健・医療、福祉サービス業者との連絡調整
- 三 介護職員 9名（常勤4名、非常勤1名、常勤・非常勤生活相談員兼務3名・常勤管理者相談員兼務1名）  
通所介護計画に基づく利用者の機能訓練及び日常生活を営む上で必要な介助
- 四 看護職員 3名（非常勤）
  - ① 利用者の健康管理及び保健衛生の維持
  - ② 利用者及びその家族の日常生活の医療相談及び指導
  - ③ 利用者の主治医及び各保健所等の関係機関との連絡調整
- 五 機能訓練指導員 5名（理学療法士常勤1名・非常勤理学療法士1名・非常勤看護師3名）  
利用者の機能訓練の実施

（事業所の利用定員）

第5条 事業所の利用定員は、35名（通常規模）とする。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前9時20分から午後4時30分とする。

（指定通所介護及び指定介護予防通所介護の内容）

第7条 通所者に対する介護内容は、通所者的人格を尊重し、自主性及び社会性を助長し、健康で明るい生活を送って頂くよう努めるものとし、その介護内容は、次の通りとする。

- 一 生活指導
- 二 機能訓練
- 三 入浴サービス
- 四 食事サービス
- 五 送迎サービス

（指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用料その他の費用）

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- 二 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額とする。
- 三 指定通所介護事業者は、前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。
  - 一 食事代 600円
  - 二 おむつ代 100円

### 三 レクリエーションに関する費用

#### 実費

- 四 事業所は、前項の費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者による同意を文書により得るものとする。
- 五 事業所の利用料等は別紙料金表通りとする。

#### (緊急時等における対応方法)

第9条 通所介護員等は、通所介護を実施中に、①日常の血圧や心拍数に比して大幅な変化が生じ且つ静養しても改善されず数値が正常値外である場合、②服薬していない利用者が誤って他利用者の薬を服用した場合、③転倒や外部からの衝撃によって外傷があり意識がある場合など、緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。尚、利用者の生命に危険があると判断した場合は、救急連絡を最優先して行うものとする。

#### (通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は仙台市（太白区・若林区）・名取市の区域とする。

#### (サービス利用に当たっての留意事項)

- 第11条 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用し、事業の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。
- 二 利用者は、機能訓練を行う場合、機能訓練指導員等の指示により行うものとする。
- 三 利用者は、事業所や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行ってはならない。
- 四 利用者は、決められた場所以外での喫煙をしてはならない。
- 五 事業所は、利用者の心身の状況等により特段の配慮は必要な場合には、利用者とその家族との協議により、施設、設備の利用方法を決定するものとする。

#### (非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に対する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に年1回は非難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

#### (その他運営についての留意事項)

- 第13条 事業所は、通所介護従業者の質的向上を図る為の研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年6回
- 二 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者

でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ケヤキ福祉と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、令和 6 年 8 月 16 日から施行する。